

社団法人 日本玩具協会

業務案内



理念

おもちゃは、いじもたちが

初めて出会い「ともだち」です。

おもちゃは、いじもの五感に光を当て、

智と心を育むよい友達です。

おもちゃは、それぞれの民族や国を代表して

文化の豊かさを示す尺度です。

私達は、おもちゃを通じて赤ちゃんから

お年寄りまで、人々の暮らしに潤いと輝きを与える

文化の創造者であり、楽しく、安全で、

求めやすいおもちゃを提供することを通じて、

文化を支える大切な役割を果たしています。

そして、私たち玩具人は、誇りを持つて

社会に貢献することを約束します。



おもちゃは子供の友達…。



社団法人 日本玩具協会
会長 戸所 正敏

会長挨拶

子供は私たちが、人類の未来から託された宝です。そして、「おもちゃ」は子供たちが成長する上で
欠くことのできない友達であり、また、宝物であります。

私たち日本玩具協会は、子供たちの健やかな発育・成長を願い、また、玩具産業に携わることへの誇
りを持って、玩具業界の力を結集し、安全確保、産業向上・振興、国際交流など各般の事業を推進して
います。特に、親御さんの最大の関心である子供の安全・安心を確保するために、玩具安全マーク
(STマーク)事業を実施するとともに、障害のある子供さんも玩具で楽しく遊べるように「共遊玩具活動」
を推進しています。また、東京ビッグサイトで玩具見本市「東京おもちゃショー」を開催し、新商品を社
会に広く紹介するなど玩具業界の社会への発信に努めています。なお、子供たちがおもちゃと直接に
触れ合い楽しむ機会が少なくなっていることを踏まえ、2006年の「東京おもちゃショー」では、会期の
後半をパブリックデーとして、広く一般に公開し、おもちゃで遊び楽しんでいただきます。

日本の玩具市場は米国に次いで世界第二の規模にあります。少子化など厳しい状況はありますが、こ
の市場を足場に、世界に向けて、メッセージ性の高い玩具を輩出すべく努力してまいります。

協会の概要

名 称 社団法人 日本玩具協会 (The Japan Toy Association)

所在地 〒130-8611 東京都墨田区東駒形4-22-4 日本文化用品安全試験所ビル5F

TEL 03-3829-2513 Fax 03-3829-2510

URL <http://www.toys.or.jp>

会 長
とどろ まさとし
戸所 正敏

設 立 1967年(昭和42年) 8月1日

沿 革 1962年(昭和37年) 2月 社団法人 日本玩具国際見本市協会 設立

10月 第1回日本玩具国際見本市開催

1967年(昭和42年) 8月 社団法人 日本玩具協会 設立(台東区寿)

1971年(昭和46年) 10月 玩具安全対策事業(STマーク制度) 発足

1974年(昭和49年) 10月 玩具賠償責任補償共済制度スタート

1975年(昭和50年) 9月 玩具産業国際協議会(ICTI)参加

1977年(昭和52年) 10月 「日本玩具国際見本市」の名称を変更(「東京国際玩具見本市」)

1978年(昭和53年) 5月 業界功労者表彰制度発足

1982年(昭和57年) 6月 「東京国際玩具見本市」の名称を変更(「東京おもちゃショー」)

1990年(平成2年) 3月 「小さな凸の提案」(現:共遊玩具推進事業) 発足

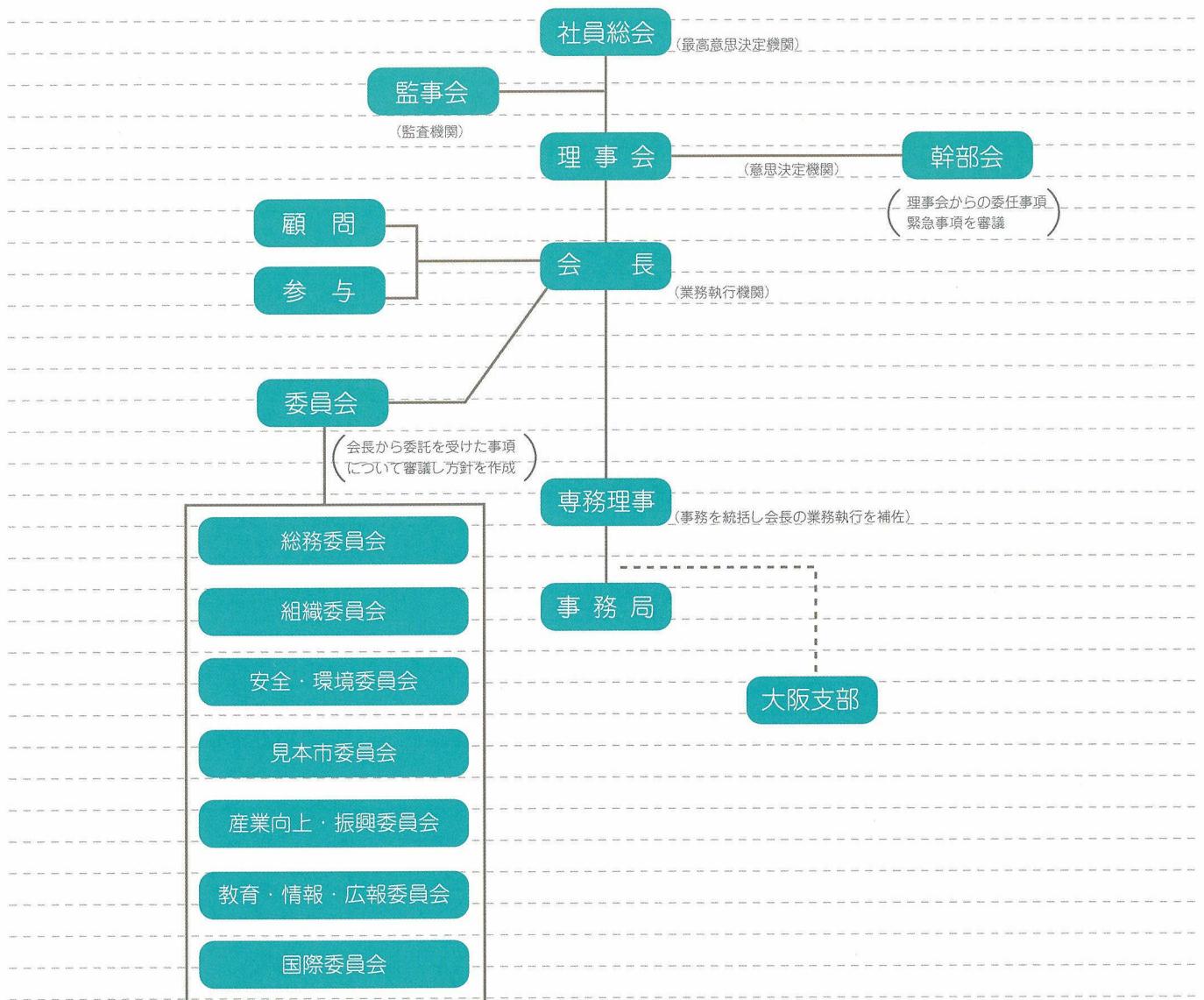
1995年(平成7年) 7月 新・玩具製造物責任補償制度実施に伴い、
玩具PLセンター設置

2000年(平成12年) 6月 日本玩具協会、日本玩具国際見本市協会と合併

2001年(平成13年) 10月 玩具アドバイザー資格認定セミナー開催

2003年(平成15年) 7月 一般公開見本市「おもちゃみらい博」を
パシフィコ横浜にて開催

社団法人 日本玩具協会機構図



委員会の構成について

委員会名	担当	委員長
総務	規程類の管理、予算決算、資産管理、総会・理事会運営、事務局監理監督	遠藤 洋一
組織	会員拡大、会員交流、業界功労者表彰	桐渕 千鶴子
安全・環境	STマーク制度の企画・運営、玩具安全基準の策定、PLセンター業務	佐藤 慶太
見本市	東京おもちゃショーの企画・実施に関する事(一般公開を含む)	國分 功
産業向上・振興	知的財産権、アフターサービス、共遊玩具に関する事、共済制度の監理	辻本 正司
教育・情報・広報	ホームページに関する事、玩具関係情報の分析・提供に関する事	前田 道裕
国際	ICT・ACTIIに関する事、玩具に係る国際的な取組み(CAREプロセス等)に関する事	田嶋 學

社団法人 日本玩具協会 役員名簿

役員名簿

平成17年9月21日現在

役職名	氏名	所属及び団体	
		名称	役職
会長	戸所 正敏	(株)アガツマ	代表取締役会長
副会長	高須 武男	(株)バンダイ	代表取締役会長
副会長	河合 洋	(株)ハピネット	代表取締役会長
副会長	富山幹太郎	(株)トミー	代表取締役社長
専務理事	津田 博	(社)日本玩具協会	(元 特許庁 審査業務部長)
常任理事	遠藤 洋一	(株)アポロ社	代表取締役社長
常任理事	桐渕千鶴子	ピープル(株)	取締役兼執行役
常任理事	國分 功	(株)セガトイズ	代表取締役社長
常任理事	佐藤 慶太	(株)タカラ	代表取締役会長
常任理事	田崎 學	日本トイザラス(株)	代表取締役会長兼社長兼CEO
常任理事	辻本 正司	(株)河田	取締役ゼネラルマネージャー
常任理事	前田 道裕	(株)エポック社	代表取締役社長
理事	安部 武宏	パイロットインキ(株)	専務取締役
理事	五十嵐武志	(株)イガラシ	代表取締役社長
理事	石上 幹雄	(株)メガハウス	代表取締役社長
理事	伊藤 巖	(株)博品館	取締役会長
理事	岩井 英雄	(株)いわい	代表取締役社長
理事	岩田 秋二	愛知県玩具卸商業協同組合	理事長
理事	内田 悅弘	日本プラモデル工業協同組合	理事長
理事	神下 英弘	(株)ビバリー	代表取締役社長
理事	工藤陽二郎	コナミ(株) トイ&ホビーカンパニー	プレジデント
理事	甲山 員司	(株)モリガング	代表取締役社長
理事	齋藤 晴正	(株)増田屋コーポレーション	代表取締役社長
理事	柴 康一	(株)シバ	代表取締役社長
理事	中島 伸二	(株)ナカジマコーポレーション	代表取締役社長
理事	野村 耕一	(株)トーホー	代表取締役社長
理事	町田 一郎	東京玩具人形問屋協同組合	理事
理事	松浦 弘昌	コンビ(株)	代表取締役社長
理事	矢野 定男	石川玩具(株)	代表取締役社長
理事	矢野 成一	(株)やのまん	代表取締役社長
理事	山浦 憲二	大和玩具(株)	代表取締役社長
理事	山縣 常浩	東京玩具人形問屋協同組合	専務理事
理事	山田徳兵衛	(株)吉徳	代表取締役社長
監事	石黒 為三	大阪玩具事業協同組合	相談役・理事
監事	眞下 治隆	東京都紙製綜合玩具工業協同組合	理事長

1. 玩具安全(STマーク)

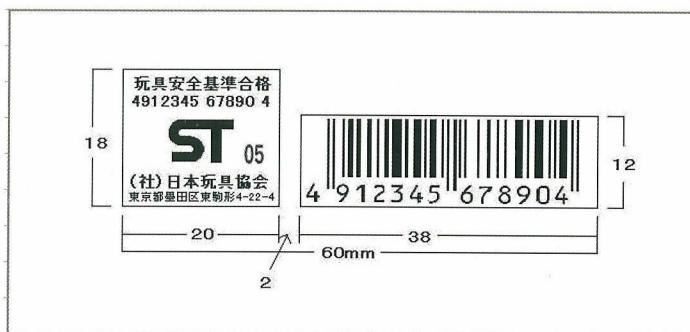
玩具は子どもが使うものですので、その安全・安心が何より重要です。そこで当協会では、官庁、学識経験者、

消費者代表とも協議の上、1971年(昭和46年)に「おもちゃの安全基準」を制定しました。

この安全基準に合格した玩具には「ST(セーフティトイ=安全な玩具)マーク」を付けることができます。

「STマーク」の付いている玩具は、「安全面に深い注意を払って作られた、安心できる玩具」と

業界が太鼓判を押したものです。



●玩具安全基準(ST基準)

(1) 機械的・物理的特性

子どもが怪我をしないよう、玩具の形状や強度に関する基準を設け、検査をします。

(2) 可燃性

ぬいぐるみ、おもちゃのテント・家、そのほか子どもが身に着ける玩具について、使用してはいけない材料（セルロイド等）ではないか、また燃えやすい玩具ではないかを検査します。

(3) 化学的特性

玩具の材料に有害な物質が使われていないかを調べる検査です。

●STマークの損害賠償責任補償制度

STマーク付きの玩具で万一事故が起こった場合に、契約者(当協会と

STマーク使用許諾契約を締結した事業者)が、

被害者に対して必要かつ十分な補償を行えるよう、また、消費者の利益保

護を万全にするため、当協会では

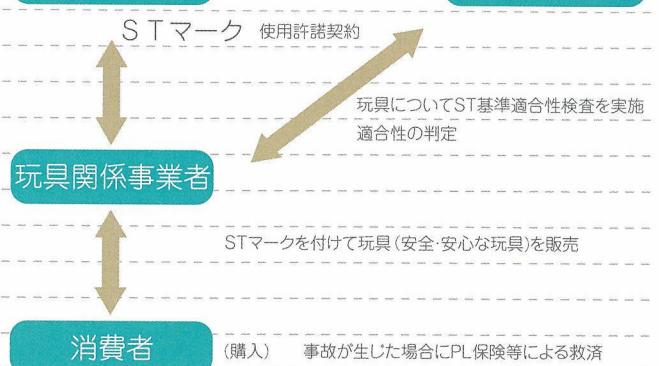
STマーク付き玩具に関する賠償責任補償共済制度を設けるとともに、契

約者にはPL共済(保険)に加入することを義務付けています。

補償額(上限)は対人1億円、対物2千万円、見舞金30万円となっています。

日本玩具協会

指定検査機関





■ Business Information ST

2. 見本市(東京おもちゃショー)

日本の玩具市場は米国に次いで世界第二の規模にあり、玩具メーカーをはじめ多くの玩具小売・卸事業者が玩具ビジネスに携わっています。当協会では、新商品の発表や商談を促進するために、日本の玩具業界の最大のイベントとして玩具見本市「東京おもちゃショー」を毎年開催しています。

「東京おもちゃショー2005」は、2005年(平成17年)

7月19日(火)～21日(木)の3日間、東京ビッグサイト東展示棟

(2,3ホール)において、出展社114社(国内104社、海外10社)で

開催いたしました。(写真)

来場者数は、内外あわせて14,618名でした。報道関係者も多数

来場し、テレビ放映も28番組(97分)となっています。

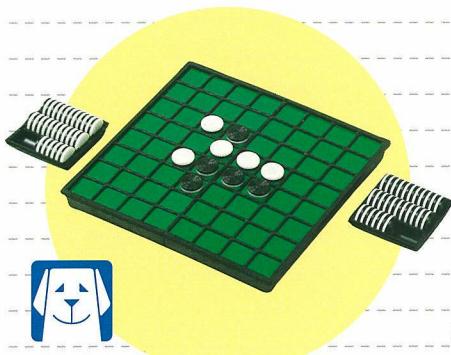
専門店・百貨店の玩具売場が縮小し、子ども達が玩具に直接



触れる場が少なくなっています。そこで、当協会は、「東京おもちゃショー2006」(平成18年7月13日(木)～16日(日))では、会期の後半を

一般公開日とし、子ども達が多くの玩具と触れて楽しむ機会を提供することにしています。

3. 共遊玩具



白と黒の手触りが違います

当協会は、玩具業界の社会還元活動の一環として、

「共遊玩具推進活動(旧・「小さな凸」の提案)」を推進しています。

「共遊玩具」とは、目や耳の不自由な子供たちも普通の子供たちと

※ 同じように遊ぶことができる「配慮」が施された玩具のことであり、

当協会の「産業向上・振興委員会 共遊玩具推進部」において「共遊玩具」の認

定をしています。共遊玩具に認定された玩具は、2005年は約50点、これまで全部で

約500点となっています。また、共遊玩具のパンフレットを作成(1.5万部)し、全国の

盲学校、玩具専門販売店・卸事業者に配布し普及に努めています。

共遊玩具推進活動は、バリアフリー運動の先駆として各方面に大きな影響を

与えてきました。当協会は、この活動が「特別なこと」ではなく、「当たり前の

こと」として広く人々に受け止められるように推進を図ってまいりたいと考

えています。



実際に視覚障害の方と筆談の
コミュニケーションに使用できます。

※ 共遊玩具での「配慮」とは、プッシュボン式電話の「5」に付いている突起(「凸」)のように、

玩具に「小さな凸」を付けるような工夫を指しています。こうした工夫をこらすことで、目の不自由な人々も

玩具で遊ぶことができるようになります。障害の有無に拘らず、「共用品」として使える製品となることを指しています。

目の不自由な人々のために「配慮」が施された玩具は「晴盲共遊玩具」(せいもうきょうゆうがんぐ)といい、

パッケージには盲導犬として活躍している「ラブラドール・レトリバー」をデザイン化した

「盲導犬マーク」が表示されています。耳の不自由な人々のために「配慮」が施された玩具は、

そのパッケージに「うさぎ」をデザイン化した「うさぎマーク」が表示されています。

このマークは1992年、豪州で開催された国際玩具産業協議会 (ICTI: 参加14ヶ国)において

「国際共通マーク」として承認され、1993年から英国・米国・スウェーデンでも同様に

「晴盲共遊玩具」の活動が開始されました。



盲導犬マーク



うさぎマーク

4.各種共済(保険)事業

当協会では、団体のスケールメリットを活かし、合理的な掛金での各種共済(保険)事業を実施しています(下記)。

玩具製造物責任補償共済(製造物賠償責任保険)

玩具海外製造物責任(海外PL)共済(海外での事故に係る製造物賠償責任保険)

リコール共済(製品回収費用保険)

トイ保証共済(取引先の倒産等による販売代金回収を保全する取引信用保険)

物流共済(物流総合運送保険・外航貨物海上保険)

(注1) STマーク付玩具に係る事故への対応として、玩具賠償責任補償共済(STマーク付玩具の賠償責任保険)があり、STマーク制度を利用する企業はこの保険に必ず入ることになっています。

(注2) 当協会の共済事業は、玩具賠償責任補償共済は協会が独自に運営していますが、その他の共済事業(保険)は、協会が保険契約者として引受け保険会社と契約し、会員を被保険者(かつ加入者)としてその掛金を基に運営を行っています。

5.国際交流活動

当協会は、国際交流事業として、ICTI(International Council of Toy Industries)、

ACTI(Asia Council of Toy Industries)のメンバーとして、「企業行動規範」(Code of Business Practices)の策定などの活動に参加、また、ISO・TC181(玩具の国際規格作成委員会)の国内対応委員会として玩具の国際規格開発に参画しています。

(参考) ICTI(国際玩具産業協議会)

世界各国の玩具産業協会から構成される国際協議会

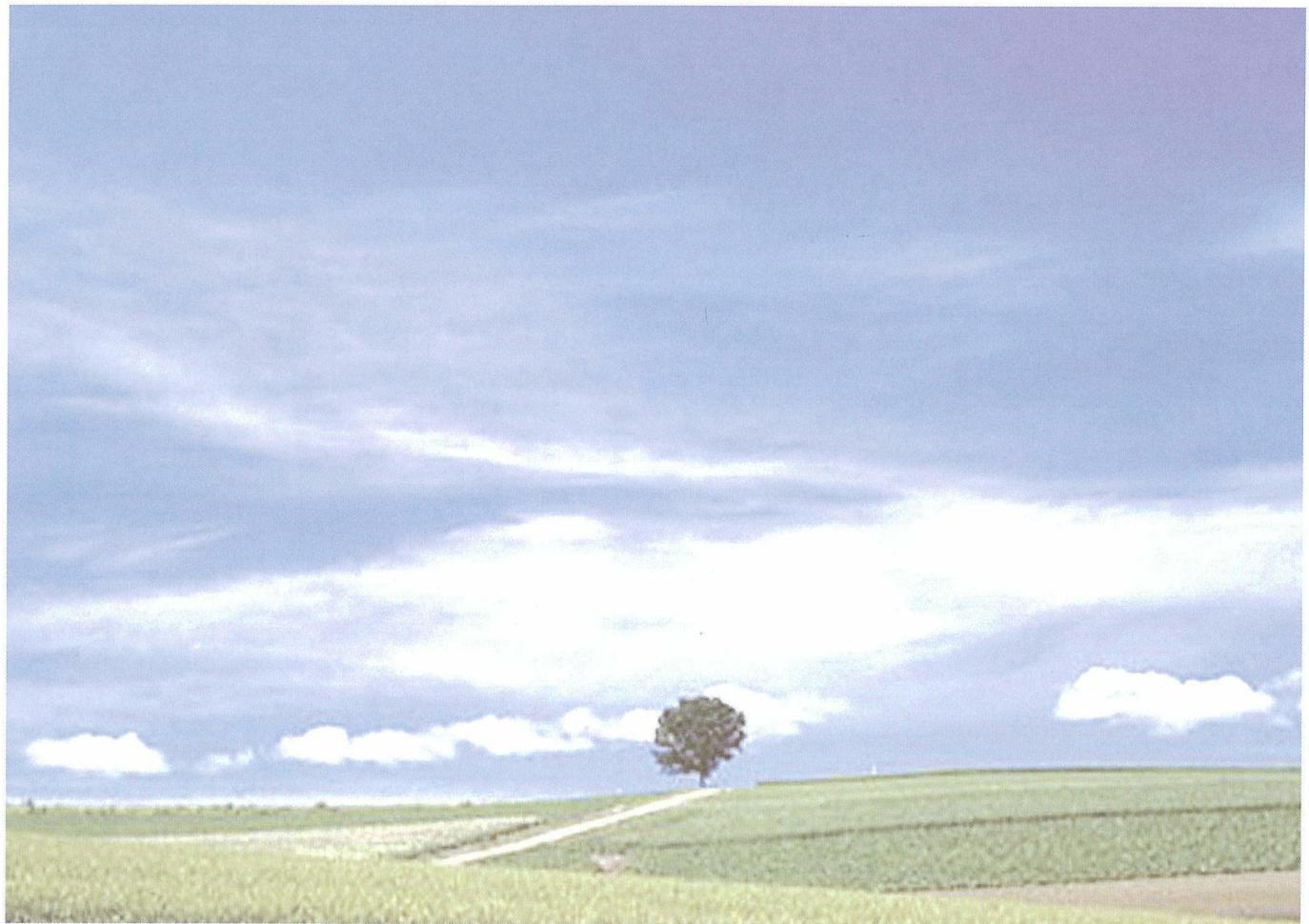
玩具の安全性の向上や、玩具産業の発展を促進することを目的として1974年に設立された。

参加は、豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、中国、台湾、デンマーク、フランス、ドイツ、香港、ハンガリー、イタリア、日本、メキシコ、ロシア、スペイン、スウェーデン、英国、米国。現在の会長は、T.S.Wong(ウォン)氏(香港)

「企業行動規範」(Code of Business Practices)

1993年、タイ・中国の玩具工場で火災が発生し、多くの従業員が犠牲となったことを契機に、

国際玩具産業協議会(ICTI)は、玩具工場の労働安全等について玩具企業が遵守すべき規範(Code)を策定することを決定し、作業を開始しました。そして、2002年6月までに「企業行動規範」(Code of Business Practices)関係の全文書がICTIで採択されています。



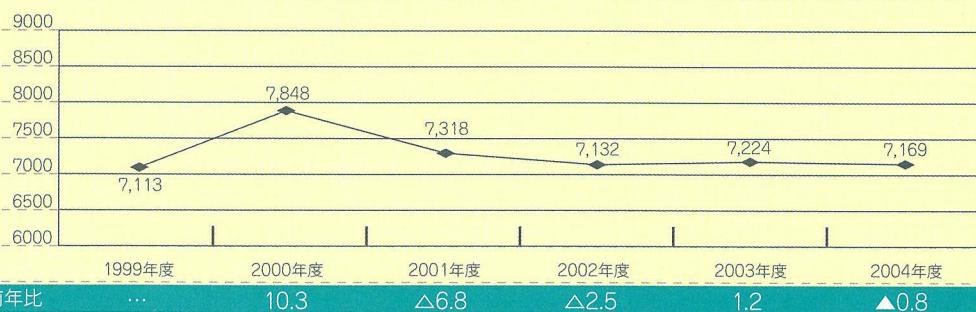
6.情報提供

当協会は、協会のホームページを設け、広く一般に玩具関係の情報を提供しています。

また、会員向けに会員用ホームページを設け、玩具企業に関する行政情報や会員間の交流促進のための情報等を提供しています。

【参考資料】日本の玩具市場の状況

◆ 売上高(単位:億円)



2003年
輸入額 (1,677億円)
輸出額 (185億円)

2004年
輸入額 (1,695億円)
輸出額 (183億円)



社団法人 日本玩具協会

〒130-8611

東京都墨田区東駒形4-22-4
日本文化用品安全試験所ビル5F

TEL03-3829-2513

FAX03-3829-2510





【4】入会方法

1.当協会理事の推薦をもって入会する場合

(1) 入会申込書、会社経歴書、取扱商品カタログ、直近の年商額が確認できる書類(決算書、納税証明書等)を提出していただきます。

(2) 提出書類に問題がなかった場合、理事会にて承認手続きを経て、入会金及び会費の支払いが完了した時点で会員となります。

(3) 但し、設立後1年未満の場合は、直近の年商額の確認ができないため、年会費は最低ランクとします。

2.上記以外の場合は、当協会組織委員会にて下記審査を実施します。

(1) 会社設立後1年未満の場合は、直近の年商額の確認ができないため入会できません。
但し、当協会団体会員の構成員となっている場合は、入会審査を受けることができます。

(2) 入会申込書、会社経歴書、取扱商品カタログ、直近の年商額が確認できる書類(決算書、納税証明書等)を提出していただきます。

(3) 提出書類に問題がなかった場合、組織委員会にて、主な納入先の話などをもとに当該会社の活動状況の調査をさせていただきます。

(4) 理事会にて承認手続きを経て、入会金及び会費の支払いが完了した時点で会員となります。

3.退会

会員は、入会後、特に退会の意思表示がない限り、翌年度に継続されます。

4.会員へのサービス

- (1) STマーク(契約手数料が2分の1になります)
- (2) 見本市(会員価格での出展料となります)
- (3) 各種セミナー
- (4) 会員用ホームページでの各種情報の提供



当協会への入会について

正会員はSTマークの使用、見本市への出展、各種セミナーへの出席等、当会の事業に参加する際に各種サービスを受けられます。また、会員用ホームページで会員向けに情報提供をしています。

【1】会員種別

正会員	本会の目的に賛同して入会する玩具の生産または販売の事業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体。
賛助会員	正会員資格には該当しないが、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者

【2】入会金 5万円（正会員・賛助会員一律）

【3】年会費

1) 正会員

企業の年商額	会費年額
～1億円未満	3万6千円
1億円以上～5億円未満	6万円
5億円以上～20億円未満	9万6千円
20億円以上～70億円未満	15万6千円
70億円以上～150億円未満	21万6千円
150億円以上～300億円未満	33万6千円
300億円以上～500億円未満	51万6千円
500億円以上～	75万6千円

※年商額は、取扱商品全てについての年商額（直近の決算による）を対象とします。

※年度途中の加入の場合、年会費は月割で計算されます。

2) 賛助会員 10万円（一律）